

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年5月臨時会

議案の 件名	議案第29号 専決処分事項報告について（交野市介護保険条例の一部を 改正する条例）	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
本市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、条例において定めたもの。		他自治体も同様に改正される				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）等の一部改正に伴い、条例における第1号被保険者の第1段階から第3段階の保険料の改正を行うもの。		消費税増税に伴う低所得者の軽減措置のため				
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
令和2年3月30日介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）の公布。令和2年4月1日施行。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		14.福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称				
策定年度						
計画期間						
〈市民参加の状況〉						
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
〈政策等の実施時期〉		令和2年4月1日施行				
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）		
福祉部		高齢介護課		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）		

## 専決処分事項報告について（交野市介護保険条例の一部を改正する条例）

## 1. 改正の目的

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、条例における第 1 号被保険者の第 1 段階から第 3 段階までの介護保険料の改正を行うもの。

## 2. 改正の内容

令和 2 年度保険料の改正

## 【改正前】

段 階	対象者	年間保険料額
第 1 段階	世帯全員が市民税非課税の人 ○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者 ○前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	24,120 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	40,200 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超の人	46,680 円



## 【改正後】

段 階	対象者	年間保険料額
第 1 段階	同上	19,320 円
第 2 段階	同上	32,160 円
第 3 段階	同上	45,120 円

※なお、第 4 段階から第 13 段階までの介護保険料については変更なし

## 3. 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,320円</u>とする。</p> <p>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,160円</u>とする。</p> <p>4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>45,120円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当する者の平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,120円</u>とする。</p> <p>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第2号に該当する者の平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>40,200円</u>とする。</p> <p>4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第3号に該当する者の平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,680円</u>とする。</p>